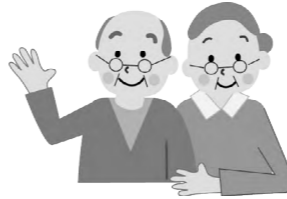


ご存知ですか？ 成年後見制度と 市民後見人



成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産について協議する必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあって恐れもあります。

成年後見制度は、このような判断能力の不十分な方を法律で保護し、支援する制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、本人の判断能力により区分されます。

○法定後見制度

- ・後見（判断能力が全くない）
- ・保佐（判断能力が著しく不十分）
- ・補助（判断能力が不十分）
- 任意後見制度
- ・将来の不安に備えたい方
- ・家庭裁判所の選任により成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人」という）が本人を支援します。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、本人の判断能力により区分されます。

成年後見制度の種類及び支援をする人と主な役割

	対象となる方	支援をする人と主な役割
法定後見制度	後見 判断能力が全くありません 日常的な買い物も自分ではできません。重度の認知症及び知的障がい、精神障がい、常に介護が必要な状態です。	【成年後見人】日常生活に関する行為を除く「すべての法律行為（財産管理や施設入所の契約など）」を代わりに行ったり、必要に応じて取り消したりします。
	保佐 判断能力が著しく不十分 日常的な買い物はできますが、重要な財産管理などができません。本人が自覚しない物忘れがよくあります。	【保佐人】申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為※1」を代わって行います。「重要な法律行為※2」に同意したり、取り消したりします。
	補助 判断能力が不十分 重要な財産管理などは、だれかに援助してもらう必要があります。物忘れもあり、本人もその自覚があります。	【補助人】開始手続きなどに、必ず本人の同意が必要です。申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為※1」を代わって行います。申立て時に選択した「重要な法律行為※2」の一部に同意したり、取り消したりします。
任意後見制度	ひとりで判断して決められます 現在は大丈夫ですが、将来、判断能力が低下したときのために備えます。	【任意後見人】お近くの公証役場※3で、あらかじめ自分が選んだ代理人と任意後見契約を結びます。判断能力がなくなったときに任意後見契約で定めておいた財産管理や施設入所の契約などに関する法律行為を代わって行います。

※1 特定の法律行為…家庭裁判所が申立てを受けた際に本人から同意を得た行為で家庭裁判所が定めた法律行為
 ※2 重要な法律行為…民法第13条第1項に定められた元本の領収・利用や新築・改築・増築・大修繕などの法律行為
 ※3 公証役場…法務大臣が任命する公務員である法律実務家が公正証書の作成などの業務を行う官公庁

こんなとき、成年後見人が守ってくれます

ケース 1 親の入院費を支払うための預金が引き出せません

認知症の父の入院費を支払うため、父の預金を引き出そうとしたら、成年後見制度の利用が必要と言われました。

◆成年後見制度の申立てをして、成年後見人に選ばれば、本人の代わりに預金を引き出し、入院費を支払うことができます。

※引き出したお金は、本人のための支出に限られます。

預貯金や年金など生活に必要なお金を管理します

ケース 3 子どもの将来が不安です

自分が高齢になったとき、知的障がい、精神障がいのある子どものことが気がかりです。

◆成年後見制度（法定後見制度）の申立てをして、成年後見人に財産の管理、介護サービス、障がい福祉サービスの利用手続きなどの日常生活の契約をしてもらう方法があります。

財産の管理やサービスの契約・手続きを行い生活を支援します

ケース 2 親が消費者被害にあわないか心配です

認知症の母が、必要のないものを購入したり、悪徳商法にだまされないか心配です。

◆認知症の本人が、内容が分からないまま契約をしてしまっても、成年後見人がいることにより契約を取り消すことができ、本人を法的に保護します。

必要のない契約を取り消します

ケース 4 老後のことが心配です

ひとり暮らしですが、もしも認知症になったとき、介護サービスのことや、お金の管理のことが心配です。

◆判断能力が十分あるうちに、自ら選んだ代理人（任意後見人）と任意後見契約を交わしておき、判断能力が不十分になったとき、その方に財産の管理やサービスの利用契約などを任せることができます。

将来のために任意後見契約を結びます

成年後見制度の申立てについて

申立てができる方は、本人・配偶者・四親等内の親族などに限られており、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てを行ってください。申立ての手続き及び必要な書類、費用などについては家庭裁判所にお問い合わせください。

また、身寄りがいないなどの理由で、申立てができない方は、市長が申立てをすることができます。

成年後見人の役割と選任

成年後見人は、本人の生活・医療・介護・福祉など、身の回りに目を配りながら保護や支援をします。

ただし、成年後見人の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般的に成年後見人の職務ではありません。

成年後見人は、本人の親族以外にも弁護士や司法書士、社会福祉士などが選ばれ、本人にどのような保護や支援が必要か、それぞれの事情を判断し、家庭裁判所が選任することになります。

成年後見人は、財産管理などの支援状況について家庭裁判所へ報告します。

身近な地域で利用者を支える市民後見人

平成12年4月、介護保険制度が開始され、介護サービスの利用が措置から契約へと移行しました。

認知症高齢者が介護保険制度を利用する場合、契約時に成年後見人を立てなければならぬため、成年後見制度と介護保険制度はお互いを補う関係として同時に施行されました。

今後、ますます加速する高齢化に伴う利用者の増加、親族関係の希薄化、弁護士などの専門職不足などにより、成年後見制度についての知識を持ち、身近な地域で利用者を支えることができる市民後見人が必要となります。

市民後見人は、一定の養成研修を受けた市民が成年後見人として利用者を支援することができます。

その主な役割は、親族や専門職の成年後見人と同様に、判断能力が不十分な方に代わり、財産や預貯金の管理、医療・介護の契約などを行うことです。

養成研修に参加を

平成24年4月の老人福祉法の改正、25年4月の障害者総合支援法の施行により、親族や専門職以外による市民後見人の養成や活用が市町村の責務とされ、都道府県は市町村を支援することになりました。

北海道は平成26年度までに1,200人の市民後見人の養成を目指し、市町村と共催で養成研修を実施します。

市は今年度、成年後見制度と市民後見人の必要性を市民の皆さんに理解してもらうための講演会と、市民後見人として活動するための養成研修を下記のとおり実施します。

市民後見人は、まだまだ認知度が低く、対応できる方が少ないのが現状ですが、ひとりでも多くの市民の皆さんに、講演会と養成研修に参加をしていただき、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりにご協力をお願いします。



なぜ、市民後見人が必要なの？

単身の認知症高齢者や知的障がい、精神障がい者が増加しており、金銭管理や契約ができず、経済的被害など権利被害の事例も出てきています。

【事例】 本人は70歳代の女性で、認知症を患い収入は年金のみ。以前は夫が金銭管理を行っていましたが、夫の死後、本人は計画的にお金を使うことができず、また、訪問販売で不要な商品を購入してしまう被害にあいました。

金銭管理や契約の支援を行う体制が必要です。

※上記の事例だと、成年後見人がいれば、金銭管理のほか、契約の取り消しも可能でした。

しかし、地域によっては、弁護士、司法書士などの専門職がおらず、また、近くに親族がいないため、成年後見人の受け皿がありません。

権利擁護を中心に、さまざまな生活相談をする身近な後見人として市民後見人を養成・活用し、地域の支援体制を構築することが必要です。

単身の認知症高齢者や知的障がい、精神障がい者は、施設入所だけではなく、在宅生活もできます。

市民後見人がいれば、在宅の介護サービスや障がい福祉サービスを組み合わせて利用することにより、在宅生活を継続することができます。

地域社会の結びつきを築くきっかけとなり、市民の皆さんがその担い手となります。

参加者募集

高齢者、障がい者が安心して暮らせるまち、るもいを目指して

市では、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を地域で支えるため、成年後見制度への理解を深めるための講演会と、市民後見人の養成研修を実施します。

養成研修では、市民後見人に必要な心構えや知識、実務などを分かりやすく説明します。

多くの市民の皆さんの参加をお願いします。



成年後見制度講演会

- 日 時 8月28日(水) 15:00～
- 場 所 保健福祉センターはーとふる 多目的ホール
- 内 容 成年後見制度の概要と市民後見人について
- 定 員 80名
- 参加料 無料
- 申込締切 8月21日(水)

市民後見人養成研修(50時間程度)

- 日 時 【前期】10月1日(火)～3日(木)
【後期】10月22日(火)～24日(木)
各15:00～19:20
- 定 員 30名
- 参加料 無料
- 申込締切 9月20日(金)

※前期と後期の間に地域実習などがあります(全日程を受講の方には修了証を交付)

- 場 所 中央公民館
- 対 象 市内にお住まいの25歳以上の方



お問い合わせ 市・社会福祉課 ☎ 42-1807
お申し込みは 地域包括支援センター(はーとふる内) ☎ 49-6060